

企業会計システム「ネット de 記帳」アプリケーションサービス利用要領
(自計処理用)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本要領は、鳥取県内の商工会及び商工会議所（以下「本会」とする。）が事業所に対して、企業会計システム「ネット de 記帳」アプリケーションサービス（以下「本サービス」または「サービス」とする。）を提供するに当たり必要な事項を定めるものであり、当事者双方が誠意をもって遵守しなければならない。

(提供地域)

第 2 条 本会が本サービスを提供する地域は、本会定款第 3 条の地区及び近隣の商工会議所地区とする。

(定義)

第 3 条 本要領において用いる言葉の意味を、次の各号のとおり定義する。

- (1) 「企業会計システム「ネット de 記帳」アプリケーションサービス」とは、ソフトウェアパッケージ「ネット de 記帳」を用いて、ASP (Application Service Provider) 方式のオンライン企業会計管理システムを事業者を提供する事業とする。（「ネット de 記帳」は全国商工会連合会の登録商標である。）
- (2) 「事業所」とは、鳥取県内に営業所、事務所、工場または事業場を有する事業者（農業者、林業者、漁業者を含む）とする。
- (3) 「利用者」とは、本サービスを利用する事業所とする。
- (4) 「事業所 ID」とは、事業所から本会へのサービス利用申込に対して発行される利用者認識番号とする。
- (5) 「システム管理者」とは、本サービスを運営するためのサーバー等の設備を設置し、その管理を行う鳥取県商工会連合会とする。
- (6) 「契約」とは、本要領に基づいて本会と利用者との間に成立する権利・義務関係とする。

(要領の変更)

第 4 条 本会は、利用者の承諾を得ることなく本要領を変更できるものとし、利用者は変更後の本要領に基づく利用料金その他の条件に従うものとする。

- 2 本会は、前項の変更について速やかに利用者に通知する。通知手段は本会が別に定める。
- 3 第 1 項の通知は、発信によりその効力が生ずるものとし、通知が利用者に到達しない場合であっても、変更後の本要領が適用されるものとする。

(サービス種別)

第5条 本会が利用者へ提供する本サービスの内容（サービス種別）は、別表1のとおりとする。

(譲渡・再販・質入れの禁止)

第6条 利用者は、本サービスの提供を受ける権利等の本要領上の権利を、本会の許可なく、第三者に譲渡、再契約、質入れしてはならない。

(環境設定)

第7条 利用者は、本サービスの提供を受けるために必要なパソコン端末および通信回線の購入および設定を、その責任と費用で行う。

第2章 契約の申込みおよび成立

(申込み)

第8条 本サービスを利用しようとする事業所は、利用申込書（様式1）を、本会の指定する方法で本会に提出する。

- 2 前項の利用申込書には、システム使用責任者の氏名および連絡先を記載しなければならない。
- 3 本会が、前項のシステム使用責任者に前項の連絡先により通知した場合は、事業所または利用者に通知したとみなす。
- 4 本会は、第1項の事業所に対し、本会の定款に定める地区内に営業所、事務所、工場または事業場を有する事業者であることを示す書類の提出を求めることができる。

(申込みの拒絶)

第9条 本会は、次の各号のいずれかの理由により、前条第1項の申込みを拒むことができる。

- (1) 事業所が、本会の定款に定める地区内に営業所、事務所、工場または事業場を有する事業者でない場合。
- (2) 前条第1項の利用申込書の記載内容に洩れや虚偽がある場合。
- (3) 事業所が、前条第4項の書類を提出しない場合。
- (4) 前条第4項の書類に記載内容の洩れや虚偽がある場合
- (5) 第24条（事前通知を伴わない停止）第1項各号に該当するか、もしくは過去に該当した事実がある場合。

(契約成立)

第10条 本会が、当該事業所に利用承諾書（様式2）をもって契約成立を、本会が別に定める通知手段により通知することにより、本会と事業所の間で契約が成立する。

- 2 前項の利用承諾書の本会からの発信日をもって、契約成立日とする。
- 3 前項の契約成立日から、第1項の事業所は利用者となる。
- 4 本会は、契約成立後に次の各号のいずれかの理由により、遡って契約を無効にするこ

とができる。

- (1) 第8条(申込み)第1項の利用申込書の記載内容に虚偽があることが明らかになった場合。
- (2) 第8条(申込み)第4項の書類に虚偽があることが明らかになった場合。
- (3) 第24条(事前通知を伴わない停止)第1項各号に該当するか、もしくは過去に該当した事実があることが明らかになった場合。

(申込み内容の変更届出)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本会が別に定める方法により、本会に変更内容を届け出なければならない。

- (1) 住所もしくは所在地を変更したとき。
 - (2) 商号もしくは屋号を変更したとき。
 - (3) 第3項以外の理由で、代表者または事業主を変更したとき。
- 2 本会は、前項各号の事実を証明する書類の提出を利用者から求めることができる。
- 3 利用者は、死亡、解散、合併、民事再生申請、破産申請等により、代表者または事業主が変更になったときは、直ちに本会が別に定める方法により本会に届け出なければならない。
- 4 利用者は、第24条(事前通知を伴わない停止)第1項第11号または第12号のいずれかに該当したときは、直ちに本会が別に定める方法により本会に届け出なければならない。
- 5 利用者は、第3項または前項の届出を、その事実の発生の前に行うことができる。
- 6 前項の届出は、本会が第3項または第4項の事実発生を確認した時点から効力を発生する。

第3章 事業所ID

(事業所ID)

第12条 本会は、第10条の契約成立をもって、当該利用者の利用者情報の登録を行い、当該利用者に係る事業所IDを発行し、当該利用者に貸与する。

- 2 原則として、1利用者に対して1事業所IDとする。
- 3 本会は、事業所IDを本会が別に定める方法により利用者に通知する。
- 4 利用者は、貸与された事業所IDを契約終了まで保持する。

(事業所IDの追加発行)

第13条 前条第2項にかかわらず、本会は利用者から申込みがあり、本会が承諾すれば、事業所IDを随時追加発行することができる。

- 2 前項の申込みは、利用申込書(様式1)により行う。
- 3 本会は、第1項の申込みの承諾を、本会が別に定める方法により速やかに利用者に通知する。
- 4 利用者は、前項の承諾に基づき、前項の通知の日(ID登録日)から、追加発行され

た事業所 I Dの利用を開始することができる。

- 5 本会は、当該利用者に関して、第 2 4 条（事前通知を伴わない停止）第 1 項各号に該当する事実があるか、または過去にあった場合は、第 1 項の申込みを承諾しないことがある。
- 6 事業所 I Dの追加発行後、当該利用者に関して、第 2 4 条（事前通知を伴わない停止）第 1 項各号に該当する事実があるか、または過去にあったことが明らかになった場合、本会は追加発行された事業所 I Dの発行を取り消すことができる。
- 7 利用者は、本会が承諾する限り、追加発行された事業所 I Dをいくつでも保持することができる。

第 4 章 サービス提供期間および利用料金

（単位サービス提供期間）

- 第 1 4 条 本会が利用者に本サービスを提供する期間の基本的な単位を、単位サービス提供期間とする。
- 2 単位サービス提供期間は、4 月 1 日からその後最初に到来する 3 月 3 1 日までとする。
 - 3 前項にかかわらず、第 10 条（契約成立）の場合、「4 月 1 日から」は「契約成立日から」と読み替える。
 - 4 第 2 項にかかわらず、第 13 条（事業所 I Dの追加発行）の場合、「4 月 1 日から」は、「I D登録日から」と読み替える。
 - 5 第 2 項にかかわらず、第 2 1 条（本会からの解除終了）の場合、「その後最初に到来する 3 月 3 1 日まで」は、「解除終了日まで」と読み替える。
 - 6 第 2 項にかかわらず、第 2 5 条（廃止）の場合、「その後最初に到来する 3 月 3 1 日まで」は、「廃止日まで」と読み替える。
 - 7 第 2 2 条から第 2 4 条までに基づく本サービスの停止期間は、第 1 項の単位サービス提供期間に含まれるものとみなす。
 - 8 本会は、第 3 項から第 6 項までの場合を除き、利用者または事業所 I Dにより単位サービス提供期間を変更することはない。
 - 9 第 3 項から第 6 項までの場合を除き、利用者のいかなる意思表示があっても、利用者または事業所 I Dにより単位サービス提供期間を変更することはない。

（単位利用料金）

- 第 1 5 条 利用者は、本サービスの提供に対する利用料金を、本会に納付する。
- 2 前項の利用料金の算定および支払いの単位は、単位利用料金とする。
 - 3 単位利用料金は、1 事業所 I D当たり、かつ 1 単位サービス提供期間当たりの利用料金とする。
 - 4 単位利用料金は、別表 2 に定める金額とする。
 - 5 前条第 3 項から第 6 項までに基づき、単位サービス提供期間が 1 年未満の場合でも、単位利用料金の金額は変わらない。
 - 6 本会は、利用者または事業所 I Dにより、単位利用料金の金額等を変更することはない。

い。

- 7 利用者は、単位利用料金を、対象となる単位サービス提供期間の末日までに、本会が別に定める方法により本会に納付する。
- 8 前項にかかわらず、前条第5項（本会からの解除終了）または第6項（廃止）の場合、第16条（利用料金の一括請求および納付）第3項の請求日の1か月以上後で本会が指定した日までに納付する。
- 9 利用者が複数の事業所IDを保持する場合は、原則として各事業所IDに係る単位利用料金を合算して、本会に納付する。
- 10 本会は、第25条（廃止）の場合を除き、受領した単位利用料金は利用者に払い戻さない。

（利用料金の一括請求および納付）

第16条 本会は、各事業所IDに対し、当該単位サービス提供期間の単位利用料金の一括請求を、本会が別に定める方法により行う。

- 2 前項の請求時期は、単位サービス提供期間の末日の1か月以上前とする。
- 3 前項にかかわらず、第14条第5項（本会からの解除終了）または第6項（廃止）の場合、解除終了日または廃止日の後遅滞なく請求を行う。
- 4 本会が第1項の一括請求を行った日をもって、請求内容が利用者に到達したものとみなす。
- 5 第1項の一括請求の場合、単位利用料金の納付に係る前条第7項の本会が別に定める方法は、本会が別に指定する銀行（銀行業務を行う金融機関を含む）口座への自動振替とする。
- 6 前項の振替手数料は、利用者が負担する。
- 7 本会は、システム管理者と合意することで、第1項の一括請求をシステム管理者に委託できるものとし、その場合第1項から前項までの本会は、システム管理者と読み替える。

（遅延損害金）

第17条 本会は、第15条第7項の納付期限を過ぎても、利用料金等の全部または一部の支払がない場合、当該利用者から遅延損害金の支払を求めることができる。

- 2 前項の利用料金等は、単位利用料金、第16条第6項の振替手数料とする。
- 3 遅延損害金は、納付期限の翌日から利用料金等の全額が納付されるまでの期間について、未払額を年14.6%の日割計算で算定した金額を限度とする。
- 4 本会は、納付期限の翌日から利用料金等の全額が納付されるまでの期間について、前項の金額の限度内で、任意に算定期間および支払期限を定めて、利用者から遅延損害金の一部の支払を求めることができる。
- 5 前項の遅延損害金の一部は、第1項の利用料金等を含めることができる。

（端数処理）

第18条 第15条から前条までに基づき、算定された単位利用料金または利用料金等に1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。

(料金表)

第19条 本会は、第14条から前条までに基づき、第5条のサービス種別と対応した本サービスの料金表を作成する(別表2)。

2 本会は、前項の料金表を、本会が別に定める方法により事業所に公開する。

第5章 契約の更新および終了

(契約の終了および自動更新)

第20条 利用者は、本サービスの利用を終了する場合は、第14条の単位サービス利用期間の末日の1か月以上前に、本会へ利用解除届(様式3)を、本会が別に定める方法で届け出なければならない。

2 前項の利用解除届の本会到達後、単位サービス利用期間の末日をもって契約終了日とする。

3 前項にかかわらず、利用解除届の記載内容に洩れや誤り、虚偽があった場合、当該利用者に通知し、利用解除を拒むことができる。

4 単位サービス利用期間の末日の前月応当日までに利用解除届の本会届出がなかった場合、契約は自動更新する。

(本会からの解除終了)

第21条 本会は、第6条(譲渡・再販・質入れの禁止)、第11条第3項または同条第4項(死亡、解散、合併、民事再生申請、破産申請等による代表者または事業主の変更の届出、事前通知を伴わないサービス停止)あるいは第15条第7項(単位利用料金の支払期限)に違反した利用者に対して、その旨を通知して直ちに契約を解除することができる。

2 本会は、利用者が第24条(事前通知を伴わない停止)第1項各号に該当した場合、その旨を通知して直ちに契約を解除することができる。

3 利用者が第23条(事前通知を伴う停止)第1項各号に該当した場合、本会は当該利用者にその是正を求め、1か月以上経過しても是正されない場合は、その旨を示し直ちに契約を解除することができる。

4 第1項から前項までのほか、本会は、業務遂行上重大な支障があると判断した場合、当該利用者にその理由を示し直ちに契約を解除することができる。

5 第1項から前項までについて、契約終了日は、本会から当該利用者に対して、本会が別に定める方法により契約解除を通知した日とする。

第6章 サービスの停止

(システム保守による停止)

第22条 システム管理者は、本サービスを運営するシステムの保守、点検または整備の必要がある場合、期間を定めて、利用者の全部または一部に対するサービスを停止することが

できる。

- 2 前項のサービス停止について、本会は、本会が別に定めた方法により、該当利用者に事前に通知する。
- 3 システム管理者は、本会を代行して前項の通知を行うことができる。
- 4 第2項の通知の効力は、本会（またはシステム管理者）からの発信により生じるものとし、利用者への到達の有無を問わない。
- 5 システム管理者は、第1項の通知後に、新たな通知を行ってその期間を延長することができる。

（事前通知を伴う停止）

第23条 システム管理者は、本会から次の各号のいずれかに該当すると通知があった特定の利用者に対し、事前に通知してサービスを停止することができる。

- (1) 申込書類または提出書類に不備がある場合。
 - (2) 住所、電話番号、システム使用責任者等申込書に記載された内容に変更があり、変更の手続きが行われていない場合。
 - (3) 申込者または契約者が未成年者で親権者の同意を得ていない場合。
 - (4) サーバーへのコンピューターウィルスの感染の予防等、サービスまたはシステムに重大な被害を与えることを回避するのに必要な場合。
- 2 前項の事前通知の方法、内容は、本会がシステム管理者の同意を得て別に定める。
 - 3 システム管理者は、本会を代行して前項の通知を行うことができる。
 - 4 第2項の通知の効力は、本会（またはシステム管理者）からの発信により生じるものとし、利用者への到達の有無を問わない。

（事前通知を伴わない停止）

第24条 システム管理者は、本会から次の各号のいずれかに該当すると通知があった特定の利用者に対し、事前の通知なくサービスを停止することができる。

- (1) 利用者が虚偽の届出をした場合。
- (2) 利用者が法律行為をすることができない状況にある場合。
- (3) 利用者が本会、システム管理者または第三者の名誉、信用、プライバシーを侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
- (4) 利用者が本会、システム管理者または第三者の著作権、その他知的所有権を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
- (5) 利用者が本会、システム管理者または第三者のシステム、またはデータの滅失、損壊、盗用行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
- (6) 利用者が他の利用者の事業所ID、パスワードを不正に使用した場合。
- (7) 利用者が、違法行為、または違法行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、ないしはそれらのおそれのある行為を行った場合。
- (8) 利用者が、本会またはシステム管理者の本サービス提供を妨害したり支障を与えたりする行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。

- (9) 利用者が、事業所の本サービス利用を妨害したり支障を与えたりする行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
 - (10) 利用者の利用料金支払等の債務が履行されない場合、または信用状態が著しく悪化し、当該債務の履行されないおそれがあることが客観的な事実により明らかかな場合。
 - (11) 利用者である個人または法人の代表者が、差押、滞納処分を受けた場合、または、破産の申立、保佐開始の審判、後見開始の審判を受けた場合。
 - (12) 利用者である法人が、破産、民事再生手続、会社更生手続、会社整理、特別清算の申立を行った場合、または手形交換所の取引停止処分、差押、滞納処分を受けた場合。
 - (13) 利用者または利用者に所属するシステム使用責任者が所在不明もしくは連絡不能の場合。
 - (14) 上の各号に定めるほか、利用者が本要領に違反した場合。
- 2 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の全部または一部に対し、事前の通知なくサービスを停止することができる。
- (1) 天災、大規模災害、広域回線障害、通信回線業者による事前予告のない回線停止等、システム管理者の責に帰すことができない理由によりサービス提供が不可能になった場合。
 - (2) その他、システム管理者が緊急措置としてサービス停止が必要と判断した場合。
- 3 第1項または前項のサービス停止後、システム管理者は、速やかに関係商工会にその旨を通知する。
- 4 本会は、前項の通知を受けて、速やかに関係利用者にその旨を通知する。
- 5 システム管理者は、本会を代行して前項の通知を行うことができる。
- 6 第4項の通知の効力は、本会（システム管理者）からの発信により生じるものとし、利用者への到達の有無を問わない。

第7章 サービスの廃止

(廃止)

- 第25条 本会は、何時でも本サービス提供を廃止することができる。
- 2 システム管理者は、何時でも本サービス提供に係るシステム運用を廃止することができる。
 - 3 前項の場合、本会は直ちに本サービス提供を廃止する。
 - 4 第1項または前項の場合、本会は利用者に単位利用料金の全部または一部を返還することができる。
 - 5 前項の返還に要する費用は、全額本会の負担とする。
 - 6 第3項の場合、本会はシステム管理者に、第4項および前項の金額の全部または一部の支払いを求めることができる。

第8章 守秘義務

(守秘義務および情報共有)

- 第26条 本会およびシステム管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、本サービスの提供を通じて取得した利用者の個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理する。
- 2 本会およびシステム管理者は、利用者の個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなどを防止するため、適正な情報セキュリティ策を講じる。
 - 3 本会およびシステム管理者は、利用者の個人情報を持ち出し、外部へ送信する等によりこれを漏えいさせない。
 - 4 利用者の個人情報は、本会およびシステム管理者が行うシステムのメンテナンスの案内を行う必要がある場合に限り利用する。
 - 5 本会およびシステム管理者は、前項各号に掲げた以外の目的で、利用者の個人情報を利用する必要がある場合には、あらかじめ当該利用者の承諾を得る。
 - 6 本会およびシステム管理者は、収集した利用者の個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行ったうえ、個人情報の漏えい等の事故が発生しないよう適正な監督を行う。
 - 7 本会およびシステム管理者は、法令に定める場合を除き、利用者の個人情報を、事前に当該利用者の同意を得ることなく、第三者に提供しない。
 - 8 本会およびシステム管理者は、利用者が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応する。
 - 9 第1項から前項までの適用について、利用者の契約終了の前後を問わない。

第9章 免責

(データの保証)

- 第27条 本会およびシステム管理者は、利用者が本サービスを通じて得た情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等に関して、本要領に定められた事項以外は保証しない。
- 2 本会及びシステム管理者は、本サービスの遅滞、停止、変更、廃止または利用者の登録、提供される情報・データの喪失、変質、流出、第三者の改変に関連して発生した利用者の損害について、本要領に定められた以外の責任を負わない。
 - 3 パスワードにより認証された事業所IDによる本サービスの利用は、正規の利用者によるものとみなし、正規の利用者以外の者がパスワードにより認証された事業所IDによる本サービスの利用をしたことにより、正規の利用者に損害が発生しても、本会およびシステム管理者は責任を負わない。
 - 4 本会またはシステム管理者の管理下でない通信回線やサーバー等の設備の状態により利用者に損害が発生しても、本会およびシステム管理者は責任を負わない。

(データの保存)

- 第28条 第26条(守秘義務および情報共有)第2項にかかわらず、システム管理者は、本サ

ービスに係る全データを複製し、あるいは永久に保管する義務を負わない。

- 2 本サービスに係るデータの消失、およびそれをシステム管理者が複製または保管をしなかったことにより利用者に損害が発生しても、本会およびシステム管理者は責任を負わない。

(利用者の行為)

第29条 利用者が、データの滅失、漏洩、本サービスの目的外の使用を行った結果、利用者自身または第三者に発生した直接・間接の損害について、本会およびシステム管理者は責任を負わない。

第10章 雑則

(損害賠償)

第30条 本会またはシステム管理者は、本要領上の義務の履行について故意または重大な過失があり、利用者に対して損害が発生した場合は、当該利用者に対して損害賠償の責を負う。

- 2 利用者は、第24条（事前通知を伴う停止）第1項各号または第25条（事前通知を伴わない停止）第1項各号に該当する行為等により、本会またはシステム管理者が損害を被った場合、契約の終了またはサービスの廃止の有無にかかわらず、損害賠償の責を負う。
- 3 第1項または前項の損害賠償金額は、本会が別に定める算定基準により算定する。

(利用者間の紛争)

第31条 本サービスを利用する利用者間で、本会またはシステム管理者が当事者ではない紛争が生じた場合、利用者間で解決を図ることとし、本会またはシステム管理者は一切関与しない。

(管轄裁判所)

第32条 本サービスの利用に関連して、本会、利用者、事業所等の間で紛争が生じた場合、本会所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

- 2 本サービスの利用に関連して、システム管理者を含め、本会、利用者、事業所等の間で紛争が生じた場合、システム管理者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

付 則

- 1 本要領は、平成17年6月1日から実施する。

付 則

- 1 本要領は、平成20年6月1日から一部改正する。

付 則

- 1 本要領は、平成21年4月1日から一部改正する。

(別表1) (第5条関係)

サービスの内容 (サービス種別)

ネット de 記帳 提供サービス内容			
1. 基本サービス	日常業務	入力：仕訳 (単一・複合)、出納帳 出力：仕訳帳、出納帳、総勘定元帳、補助元帳、合計残高試算表、消費税帳票類等	
	固定資産	出力：固定資産台帳、一覧表	
	決算業務	入力：期末整理仕訳 出力：期末整理表、青色申告決算書 (一般、不動産、農業)、所得税申告書、消費税申告書、決算報告書 (法人)、経営分析資料、キャッシュフロー計算書等	
	電子申告	所得税、消費税の電子申告	
	科目選択	不動産収入科目の有無、農業収入科目の有無	
2. サービス種別			
事業区分	利用区分	消費税区分	備考
個人	一般業	免税/課税 (原則内税/原則外税/簡易)	一般的な科目体系
	製造業	〃	製造原価科目の利用が可能
	建設業	〃	工事別の原価管理が可能
法人	一般業	免税/課税 (原則内税/原則外税/簡易)	一般的な科目体系
	製造業	〃	製造原価科目の利用が可能
	建設業	〃	工事別の原価管理が可能

(別表2) (第15条、第19条関係)

利用料金表

ネット de 記帳 サービス利用料金		
サービス利用料金 (単位利用料金)	30,000円/年 (平成22年1月1日以降 31,500円/年に改正) (消費税相当額含む)	1事業者ID、1年間(4月~翌年3月)の利用料 1事業者IDに、2ユーザーIDまでを提供
<p>※年度中途から利用を開始される場合も、利用料金は30,000円(平成22年1月1日以降31,500円に改正)とする。</p> <p>※上記利用料金とは4月1日から3月31日までの12ヶ月間利用する料金。</p> <p>※利用年度中途に解約があっても利用料の返金はしない。</p>		